

「中央区動物との共生推進員」

を募集しています

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指し、地域の身近なボランティアとして、動物愛護および適正飼養の推進にご協力くださる方を募集します。

任期

令和8年7月1日～令和11年6月30日

対象

動物愛護および適正飼養の推進に熱意と理解を有する区内在住・在勤者

活動内容

- ・ペットの適正飼育のためのルールやマナー、ペット防災に関する普及啓発や助言
- ・屋外で生活できなくなった猫の保護や新たな飼い主への譲渡
- ・災害時に避難所となる防災拠点でのペット同行避難受け入れへの協力
- ◎行方不明となったペットに関する情報提供・捜索、ペットの飼育に関する相談受付なども行っています。

申込方法

応募用紙をEメール、郵送または直接^①へ。
◎応募用紙については^②をご覧ください。

募集締め切り

令和8年5月22日
◎募集締め切り以降も通年で常時募集しています。

中央区動物との共生推進員

区内在住・在勤者をはじめ、開業獣医師や動物愛護団体、動物関係業者などの方々の中から区が委嘱しており、現在45人が活動しています。



▲健康福祉まつりでの活動の様子

共生推進員が活動する際には共生推進員証を必ず携帯しています。活動時間は早朝から深夜に及ぶ場合があります。地域の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

①中央区保健所生活衛生課生活衛生事業係
〒104-0044
明石町12-1
☎(3546)5762
✉seiei_07@city.chuo.lg.jp



詳しくは区^{HP}へ

犬のしつけ方

教室



④6月20日(土)

午後1時30分～3時

場 浜町公園わんわん広場

対 区内在住で、次のいずれかの方

- ①犬を飼っている方(犬の登録および狂犬病の予防注射済み票の交付手続きを済ませていること)
- ◎マイクロチップを装着している場合は、環境省のデータベースに情報登録をすることで犬の登録が完了します。
- ②犬を飼う予定のある方
- ④ 散歩やトイレなどの基本的なしつけ方や飼い主のマナー、災害時の備えを学ぶ。
・意見交換、質疑応答

定 20人(先着順)

申 6月1日～17日に電話で^①へ。

[主催]中央区

[運営]動物と暮らしやすいまちづくり会

①中央区保健所生活衛生課生活衛生事業係

☎(3546)5762

動物と暮らしやすい
まちづくり会^{HP}



詳しくは区^{HP}へ

喫煙する人にもしない人にも

快適な環境づくりにご協力を

区では、「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」および「中央区たばこ及びポイ捨てをなくす条例」により、指定喫煙場所以外の道路、公園など公共の場所での喫煙を禁止しています。

喫煙する際は、条例で定めた「中央区たばこルール」を守り、屋外での受動喫煙の防止にご協力ください。

喫煙者が守るべきルール

- ・公共の場所では、指定喫煙場所以外で喫煙をしない。
- ・私有地で喫煙をする場合であっても、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせない。
- ・近くに子どもや妊婦など健康に配慮が必要な人がいるときは喫煙を控える。

灰皿を設置する事業者が守るべきルール

- ・人通りの多い場所の近くに灰皿を置かない。
- ・子どもの通学時間帯に灰皿を使わせない。
- ・喫煙をする人が多いときは、譲り合っでの利用を呼びかける。

従業員に喫煙者がいる事業所へのお願い

通勤時間帯やお昼休みの時間帯を中心に路上喫

煙や吸い殻のポイ捨てが増加しており、喫煙者と非喫煙者間でのトラブルやポイ捨てによる火災などが発生しています。

従業員に喫煙者がいる場合には、中央区たばこルールの順守を徹底するとともに、事業所内に喫煙場所の整備をご検討ください。

喫煙場所の整備に当たり、アドバイザー派遣を行っています。ぜひご活用ください。

区の取り組みについて

区では、中央区たばこルールの順守徹底のため、区内全域を対象とした巡回パトロールや、警察等関係機関と連携した合同パトロールを定期的を実施しています。

また、路面シートなど啓発のための掲示物の設置も行っています。

受動喫煙に関するご意見のオンライン受け付け

受動喫煙対策をより効果的かつ効率的に行うため、オンライン投稿フォームでのご意見の受け付けを開始しました。

①中央区保健所生活衛生課生活衛生事業係
☎(3546)5762

▶受動喫煙対策用 路面シート



中央区たばこルールリーフレット



詳しくは区^{HP}へ